

岐阜県公報

第二千九百八十四号
平成三十年九月二十五日
(火曜日)

目 次

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則
岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 六一三^ハ
(建 築 指 導 課) 六一三

土砂災害警戒区域の指定解除
土砂災害特別警戒区域の指定解除
土砂災害警戒区域の指定
土砂災害特別警戒区域の指定
土砂災害警戒区域の指定解除
土砂災害特別警戒区域の指定解除
土砂災害警戒区域の指定
土砂災害特別警戒区域の指定

(砂 防 課) 六一四
(同) 六一五
(同) 六一七
(同) 六一八
(同) 六一八
(同) 六一八
(同) 六一〇
(同) 六一一
(同) 六一三

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十六号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三建築事務所長の部二の項中第八十二号を第八十三号とし、第五十四号から第八十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五十三号中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項中第五十二号を第五十三号とし、第三十二号から第五十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十一号中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第三十号の次に次の一号を加える。

31 法第四十三条第二項第一号の規定によりその敷地が幅員四メートル以上の道に二メートル以上接する建築物のうち利用者が少数であるもので、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる
ときは翌日

平成三十年九月二十五日

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十七号

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則（平成十年岐阜県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二一の表一の項中「車いすを」を「車椅子を」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表二の項中「車いすの」を「車椅子の」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「勾配」を「勾配」に改め、同表四の項中「か」を「籠」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いすの」を「車椅子の」に改め、同表五の項中「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「か」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に、「車いす使用者を」を「車椅子使用者を」に改め、同表六の項中「この」を「この」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同表七の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表八の項中「道若しくは」の下に「これに代わる」を加え、「建築基準法第四十二条第一項ただし書に規定する空地に限る。」及び「これらを」を削り、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改め、同表九の項中「十」を「十」に、「車いす使用者用区画」を「車椅子使用者用区画」に、「通じる」を「通ずる」に、「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に改め、同表十の項中「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

別表第二二の表一の項及び二の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表三の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「横断勾配」を「横断勾配」に、「すべて」を「全て」に、「可動式ホームさく」を「可動式ホーム柵」に、「さく」を「柵」に、「さく」を「柵」に改め、同表四の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「車いすの」を「車椅子の」に、「車いすが」を「車椅子が」に改め、同表六の項中「か」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

別表第二四の表中「崖」を「崖」に改める。

別表第二五の表一の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に、「車いすの」を「車椅子の」に、「勾配」を「勾配」に改め、同表二の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示 二示

岐阜県告示第四百六十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第三百七十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上迫間	関市迫間池田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（次の図）は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県美濃土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百六十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第三百三十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山中	関市上之保上三切	次の図のとおり	土石流
東洞谷	関市上之保鳴岩平	次の図のとおり	土石流
先谷	関市上之保奥汗洞	次の図のとおり	土石流
鬼谷	関市上之保宮木	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第七十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------	---------------------

田尻5	関市上之保田ノ上	次の図のとおり	急傾斜地崩壊
田尻6	関市上之保田ノ上	次の図のとおり	急傾斜地崩壊
田尻7	関市上之保田ノ上	次の図のとおり	急傾斜地崩壊
竹之腰	関市上之保市号洞	次の図のとおり	急傾斜地崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十三号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十九年岐阜県告示第二百三十六号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
横腰	関市上之保下横腰	次の図のとおり	急傾斜地崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第三百八十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上迫間	関市迫間池田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県美濃土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第三百三十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山中	関市上之保上三切	次の図のとおり	土石流
東洞谷	関市上之保鳴岩平	次の図のとおり	土石流
先谷	関市上之保奥汗洞	次の図のとおり	土石流
鬼谷	関市上之保宮木	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第七十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田尻5	関市上之保田ノ上	次の図のとおり	急傾斜地崩壊
田尻6	関市上之保田ノ上	次の図のとおり	急傾斜地崩壊
田尻7	関市上之保田ノ上	次の図のとおり	急傾斜地崩壊
竹之腰	関市上之保市号洞	次の図のとおり	急傾斜地崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十九年岐阜県告示第二百三十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上迫間	関市迫間池田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥屋市	関市上之保田ノ上、西田尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横腰	関市上之保下横腰、上小花、下小花	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹之腰	関市上之保市号洞、東釜洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮脇	関市上之保名倉小山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
行合	関市上之保下屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平岩4	関市上之保大平野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所

奥山谷	関市上之保諸神	次の図のとおり	土石流
田畑	関市上之保下万場、中塚屋	次の図のとおり	土石流
平岩	関市上之保大平野、森前	次の図のとおり	土石流
戸丁谷	関市上之保干切、田畑洞	次の図のとおり	土石流
山中谷	関市上之保上三切	次の図のとおり	土石流
東洞谷	関市上之保鳴岩平	次の図のとおり	土石流
小樽	関市上之保三把野平	次の図のとおり	土石流
先谷	関市上之保奥汗洞	次の図のとおり	土石流
鬼谷	関市上之保宮木	次の図のとおり	土石流
鳥屋市4	関市上之保ノクビ	次の図のとおり	土石流
鳥屋市6	関市上之保寺畑平	次の図のとおり	土石流
鳥屋市7	関市上之保先所	次の図のとおり	土石流
田畑6	関市上之保下五宮	次の図のとおり	土石流
船山1	関市上之保地藏段	次の図のとおり	土石流
船山2	関市上之保下神	次の図のとおり	土石流
明ヶ島1	関市上之保小畑前	次の図のとおり	土石流
明ヶ島2	関市上之保小畑前	次の図のとおり	土石流
小笹谷	関市上之保裏之洞	次の図のとおり	土石流
神戸4	関市上之保神戸後	次の図のとおり	土石流
少合15	関市上之保檀洞	次の図のとおり	土石流
船山4	関市上之保三ツ谷	次の図のとおり	土石流
追分3	関市上之保日影	次の図のとおり	土石流
船山8	関市上之保上ノ谷内	次の図のとおり	土石流
川合中3	関市上之保小正洞	次の図のとおり	土石流
川合中4	関市上之保大洞谷	次の図のとおり	土石流

所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

小樽	関市上之保三把野平	次の図のとおり	土石流
東洞谷	関市上之保鳴岩平	次の図のとおり	土石流
山中谷	関市上之保上三切	次の図のとおり	土石流
戸丁谷	関市上之保千切、田畑洞	次の図のとおり	土石流
平岩	関市上之保大平野、森前	次の図のとおり	土石流
田畑	関市上之保下方場、中塚屋	次の図のとおり	土石流
奥山谷	関市上之保諸神	次の図のとおり	土石流
平岩 4	関市上之保大平野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
行合	関市上之保下屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮脇	関市上之保名倉小山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹之腰	関市上之保市号洞、東釜洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横腰	関市上之保下横腰、上小花、下小花	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥屋市	関市上之保田ノ上、西田尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上迫間	関市迫間池田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

先谷	関市上之保奥汗洞	次の図のとおり	土石流
鬼谷	関市上之保宮木	次の図のとおり	土石流
鳥屋市 4	関市上之保ノクビ	次の図のとおり	土石流
鳥屋市 6	関市上之保寺畑平	次の図のとおり	土石流
鳥屋市 7	関市上之保先所	次の図のとおり	土石流
田畑 6	関市上之保下五宮	次の図のとおり	土石流
船山 1	関市上之保地藏段	次の図のとおり	土石流
船山 2	関市上之保下神	次の図のとおり	土石流
明ヶ島 1	関市上之保小畑前	次の図のとおり	土石流
明ヶ島 2	関市上之保小畑前	次の図のとおり	土石流
小笹谷	関市上之保裏之洞	次の図のとおり	土石流
神戸 4	関市上之保神戸後	次の図のとおり	土石流
少合 15	関市上之保權洞	次の図のとおり	土石流
船山 4	関市上之保三ツ谷	次の図のとおり	土石流
追分 3	関市上之保日影	次の図のとおり	土石流
船山 8	関市上之保上ノ谷内	次の図のとおり	土石流
川合中 3	関市上之保小正洞	次の図のとおり	土石流
川合中 4	関市上之保大洞谷	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百七十号

土砂災害警戒区域の指定（平成十九年岐阜県告示第百三十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大洞谷	郡上市八幡町西乙原 (次の図に示すとおりとする。)	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課及び岐阜県郡上土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百七十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第二百十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北部洞	郡上市大和町万場 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
ゼンシ洞	郡上市大和町島 (次の図に示すとおりとする。)	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課及び岐阜県郡上土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百七十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第五百二十三号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西谷	郡上市和良町宮代	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百七十三号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百二二号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八坂1	郡上市美並町上田	次の図のとおり	急傾斜地崩壊
八坂2	郡上市美並町上田	次の図のとおり	急傾斜地崩壊
八坂3	郡上市美並町上田	次の図のとおり	急傾斜地崩壊

八坂 4

郡上市美並町上田

次の図のとおり

急傾斜地崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百七十四号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第五百十号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項において準用する同條第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中野	郡上市八幡町稲成	次の図のとおり	急傾斜地崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成十九年岐阜県告示第四百十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同條第九項において準用する同條第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大洞谷	郡上市八幡町西乙原 （次の図に示すとおりとする）	土石流	次の図に示すとおりとする。

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課及び岐阜県郡上土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第二百十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同條第九項において準用する同條第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北部洞	郡上市大和町万場 （次の図に示すとおりとする）	土石流	次の図に示すとおりとする。
ゼンジ洞	郡上市大和町島 （次の図に示すとおりとする）	土石流	次の図に示すとおりとする。

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課及び岐阜県郡上土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(平成二十四年岐阜県告示第五百二十四号)のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西谷	郡上市和良町宮代	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(平成二十五年岐阜県告示第五百五号)のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八坂1	郡上市美並町上田	次の図のとおり	急傾斜地崩壊
八坂2	郡上市美並町上田	次の図のとおり	急傾斜地崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(平成二十五年岐阜県告示第五百五十三号)のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中野	郡上市八幡町稲成	次の図のとおり	急傾斜地崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

八坂3	郡上市美並町上田	次の図のとおり	急傾斜地崩壊
八坂4	郡上市美並町上田	次の図のとおり	急傾斜地崩壊

カジヤ谷	郡上市大和町小間見	次の図のとおり	土石流
小洞 1	郡上市大和町万場	次の図のとおり	土石流
小洞 2	郡上市大和町万場	次の図のとおり	土石流
上前平谷	郡上市大和町万場	次の図のとおり	土石流
剣 1	郡上市大和町剣	次の図のとおり	土石流
剣 2	郡上市大和町剣	次の図のとおり	土石流
栗巣 1	郡上市大和町栗巣	次の図のとおり	土石流
空切谷	郡上市大和町栗巣	次の図のとおり	土石流
清水の上	郡上市大和町栗巣	次の図のとおり	土石流
越谷洞谷	郡上市大和町栗巣	次の図のとおり	土石流
ダイコヤ谷	郡上市大和町牧	次の図のとおり	土石流
妙見谷	郡上市大和町牧	次の図のとおり	土石流
小足代谷 1	郡上市大和町古道	次の図のとおり	土石流
小足代谷	郡上市大和町古道	次の図のとおり	土石流
アノホラ	郡上市大和町古道	次の図のとおり	土石流
ダナ洞	郡上市大和町古道	次の図のとおり	土石流
中江澤谷	郡上市大和町神路	次の図のとおり	土石流
神路 1	郡上市大和町神路	次の図のとおり	土石流
桑原大谷	郡上市大和町落部	次の図のとおり	土石流
山田洞	郡上市大和町落部	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県郡上土木事務
所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律
第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する
ので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

センジョボ	郡上市八幡町小野	次の図のとおり	土石流
オノボリ谷	郡上市八幡町初音	次の図のとおり	土石流
古道 2	郡上市大和町古道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古道 1	郡上市大和町古道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗巣	郡上市大和町栗巣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
剣	郡上市大和町剣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大間見 4	郡上市大和町大間見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大間見 3	郡上市大和町大間見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大間見 2	郡上市大和町大間見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大間見 1	郡上市大和町大間見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川	郡上市明宝小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大原	郡上市美並町大原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西洞	郡上市高鷲町西洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
六ノ里	郡上市白鳥町六ノ里	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向小駄良 4	郡上市白鳥町向小駄良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿多岐	郡上市白鳥町阿多岐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千田野	郡上市白鳥町千田野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島谷	郡上市八幡町島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八坂	郡上市美並町上田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中野	郡上市八幡町稻成	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

小洞 1	郡上市大和町万場	次の図のとおり	土石流
中洞	郡上市大和町大間見	次の図のとおり	土石流
大間見 5	郡上市大和町大間見	次の図のとおり	土石流
カシ屋洞谷	郡上市大和町大間見	次の図のとおり	土石流
大間見 4	郡上市大和町大間見	次の図のとおり	土石流
寺ヶ野谷	郡上市大和町大間見	次の図のとおり	土石流
ロクロウシ	郡上市大和町大間見	次の図のとおり	土石流
一谷洞	郡上市大和町大間見	次の図のとおり	土石流
大間見	郡上市大和町大間見	次の図のとおり	土石流
大間見 1	郡上市大和町大間見	次の図のとおり	土石流
西谷	郡上市和良町宮代	次の図のとおり	土石流
タルガホラ	郡上市和良町鹿倉	次の図のとおり	土石流
山本平洞	郡上市明宝大谷	次の図のとおり	土石流
水上洞	郡上市明宝大谷	次の図のとおり	土石流
松山谷	郡上市明宝小川	次の図のとおり	土石流
天王前洞	郡上市明宝気良	次の図のとおり	土石流
中畑洞	郡上市明宝気良	次の図のとおり	土石流
宮原川	郡上市明宝気良	次の図のとおり	土石流
水無川	郡上市明宝奥住	次の図のとおり	土石流
大柿洞	郡上市明宝奥住	次の図のとおり	土石流
下谷	郡上市美並町三戸	次の図のとおり	土石流
ハナグサ谷	郡上市高鷲町鮎立	次の図のとおり	土石流
大洞井谷	郡上市高鷲町鷲見	次の図のとおり	土石流
友三谷	郡上市白鳥町中西	次の図のとおり	土石流
上皆津谷	郡上市白鳥町長滝	次の図のとおり	土石流
塚洞川	郡上市白鳥町前谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

小洞 2	郡上市大和町万場	次の図のとおり	土石流
上前平谷	郡上市大和町万場	次の図のとおり	土石流
剣 1	郡上市大和町剣	次の図のとおり	土石流
剣 2	郡上市大和町剣	次の図のとおり	土石流
栗巢 1	郡上市大和町栗巢	次の図のとおり	土石流
清水の上	郡上市大和町栗巢	次の図のとおり	土石流
越谷洞谷	郡上市大和町栗巢	次の図のとおり	土石流
ダイコヤ谷	郡上市大和町牧	次の図のとおり	土石流
妙見谷	郡上市大和町牧	次の図のとおり	土石流
小足代谷 1	郡上市大和町古道	次の図のとおり	土石流
小足代谷	郡上市大和町古道	次の図のとおり	土石流
アノホラ	郡上市大和町古道	次の図のとおり	土石流
ダナ洞	郡上市大和町古道	次の図のとおり	土石流
中江澤谷	郡上市大和町神路	次の図のとおり	土石流
神路 1	郡上市大和町神路	次の図のとおり	土石流
桑原大谷	郡上市大和町落部	次の図のとおり	土石流

平成三十年九月二十五日発行

発行者 岐 阜 県

発行所 岐阜市数田南二丁目一番一 号

編 集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社